

| | | | | | |
|------|------|---|------------|----|------------|
| 内閣人第 | 一四九号 | 案 | 平成二十三年九月一日 | 決定 | 平成二十三年九月三日 |
| 起 | | | | 上奏 | 平成二十三年九月三日 |
| | | | | 裁可 | 平成二十三年九月三日 |
| | | | | 平成 | 年月日 |
| | | | | 年 | 月日 |
| | | | | 月 | 日 |
| | | | | 日 | |

内閣總理大臣

達

内閣官房長官

修

内閣官房副長官

有

内閣總務官

内閣總務官

原

内閣

裁
判
官
人
事

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することいたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年十月五日閣議決定）」により、内閣總理大臣限りとされている。

最高裁人任一 E 第002851号

平成23年9月9日

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

最高裁判所長官 竹崎博允



判事補に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 平成23年9月20日)

(別紙)

成 せい
隆 りゆう
人 ひと
瑞 みずほ
澤 澤
城 じょう
芥 芥
野 の
文 み
則 のり

塚 塚
手 手
西 西
結 ゆう
城 じょう
康 こう
野 の
文 み
則 のり

判事補任命資格調 (平成23年9月20日)

| 補職さべき庁 | 現職 | 氏名 | 年齢 | 任命資格 | 根拠法令 |
|---------|----|-------|----|---------------|----------|
| 東京地判事補 | | 手塚 隆成 | 24 | 司法修習生の修習を終えた者 | 裁判所法第43条 |
| 大阪地判事補 | | 西澤 瑞人 | 26 | " | " |
| 京都地判事補 | | 結城 康介 | 25 | " | " |
| 名古屋地判事補 | | 荻野 文則 | 27 | " | " |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |